参考資料No.4

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る
県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方

（ダム検証の検討に関するもの）

意見募集期間：平成22年11月15日～平成22年12月17日

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件（71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
1	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	県も国も国民の要望に対して、口を開けばお金がないと財政破綻を持ち出す状況下で、なぜダム建設の推進はやめないのか理解できません。	1	簗川ダムは、洪水調節、盛岡市及び矢巾町の水道用水の確保、既得取水の安定化、河川環境の保全を目的として、河川整備計画に基づき建設されるものです。 この、河川整備計画は河川法に基づくもので、河川や環境の専門家、漁業や農業関係者、地元自治会代表などで構成される流域懇談会等を実施し、関係機関と協議したうえで、関係市町村長に対し意見照会を行って策定しています。さらに、その整備計画は国土交通省東北地方整備局長に申請し認可を得ているものです。 治水安全度については、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、北上川本川をはじめとする県内の河川とのバランスを総合的に判断し、河川整備計画の治水安全度を1/100としています。 整備手法を検討するにあたっては、「河川改修単独」案、「放水路トンネル+河川改修」案、「宅地嵩上げ+河川改修」案、「ダム+河川改修」案などについて、社会的影響や経済性を考慮し、総合的に判断して最も有利である「ダム+河川改修」で整備を進めており、既に治水安全度1/10程度の河川改修が概ね完成している現在、ダムの完成により下流河川の治水安全度が全川にわたり、飛躍的に高まることになります。 なお、今回のダム検証においても、「ダム+河川改修」が総合的に評価して最も有利となっています。
2	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	日本は、膨大な借金を抱え財政破綻寸前である。この時代に必要性がほとんど認められない簗川ダム建設は中止して、日本の財政破綻を防止する必要がある。	2	
3	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	日本も岩手県も財政難が続く中で「ダム建設ありき」では、自然環境面でも経済面でも次代の評価は得られない。ダムによらない河川整備は世界の潮流であることを研究してほしい。	2	
4	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	財政困難な中で大きなダムは必要ない。脱ダムが社会的な流れと考える。（岩手県は競馬問題でも大きな財政負担を強いられている。見通しがない）	1	
5	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	日本は財政破綻寸前であり、今日の時代に殆ど必要性がない簗川ダムは建設を中止すべきです。今日の財政破綻を防止すべきです。	1	
6	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	治水は足りているので、金もかかる工事は中止して	1	
7	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	「ダムは作らない」が世界の流れと思います。自然を壊してまで建設する必要がないと思います。簗川ダム本体の建設はやめるべきが県民の多くの考えと思います。	1	
8	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	「ダムは作らない」が世界の流れではないでしょうか。自然を壊し、緊急性のない簗川ダムはいりません。	3	
9	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	世界的にはダムによらない治水が主流になっています	1	
10	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	「ダムにたよらない治水」という考え方を基本とすることが国民的な合意となっている。熊本県知事のダム建設を中止とした理由に学ぶべきである。また、国を含め県財政は逼迫している中で、ムダと浪費となる大型公共事業は中止すべきである。	1	
11	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	多様な生物生態系の維持・存続という観点からも、県の一級河川の一つである簗川にダムをつくるべきでない。	1	
12	1 社会情勢の変化	① 事業中止	1） 事業中止	「脱ダム」が今　世界の流れではないでしょうか。国も県も財政難の折、いずれは土砂が堆積して使いものにならなくなるダムに巨額の費用を使うことに反対です。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件（７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
13	1 社会情勢の変化	② 事業内容	1） 事業中止	治水、水の確保等、当初掲げためあてはもはや無用となっている。	1	同上
14	1 社会情勢の変化	② 事業内容	2） 基本高水流量	基本高水流量780m3は、当時の『国土交通省河川砂防技術基準同解説』に則ったものだが、「中間とりまとめ」の「河川や流域の特性に応じ」（2．2）という考え方に反しておりデータの再点検が必要である。『国土交通省河川砂防技術基準同解説』が「一般には対象降雨を選定し、これにより求めることを標準とする」と述べていたため、簗川ダム計画においても降雨量から、しかも2日間雨量から流量の推計を行い基本高水流量を決定した。しかし、簗川のような流域面積の狭い中小河川にには2日間雨量からの推計は現実から乖離している。平成19年3月に行った基本高水流量の精査（岩手県河川課「第9回簗川流域懇談会参考資料2」p.6）においても、昭和39年～平成17年までの40年間分の流量データに基づいて求めた1/100確率流量は310～370 m3だった。	1	簗川の流量観測データは、昭和39年からの約40年間しかなく、大正9年、昭和13年、昭和22年、昭和23年などの主要洪水を含んでいない流量データで簗川の治水安全度の100年に1度発生する洪水の流量を算出することは、簗川の治水計画として極端に過小になる危険性があります。 したがって、主要洪水を含み長期間（大正5年～）のデータが存在する雨量データを使用し、河川砂防技術基準（案）（調査編）に示されている貯留関数法を用いて基本高水流量を求めています。 検討対象とする降雨パターンの選定に当たっては、過去の比較的大きな実績降雨33個を抽出してそれぞれ計画2日雨量210mmまで引き伸ばし、この33降雨のうち、引伸ばし率2倍を超えるもの（実績雨量105mm未満）や短時間雨量が異常に大きな発生確率（1/200以上）となるものを棄却して14降雨を選定しています。 よって、棄却されなかった14降雨はいずれも治水計画上起こり得る降雨と判断されることから、これらの降雨を用いて算定したハイドログラフの中でピーク流量が最大となる昭和33年9月型の780m3/sを基本高水流量に採用しています。 なお、この手法は国交省河川砂防技術基準（平成16年3月）に示されている手法であり、この手法により求めた基本高水流量780m3/sは簗川流域懇談会においても、妥当であると確認されています。 また、その結果については平成18年度第4回大規模事業評価専門委員会に報告し、内容について確認いただいています。
15	1 社会情勢の変化	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 県の財政状況	財政が潤沢でない状況の中で、自然に負荷をかけ、ランニングコストに膨大なお金がかかるダムは必要ありません。	3	治水対策は、県民の生命や財産が受ける洪水被害を軽減するとともに、県土の保全を図る県行政の根幹的な責務の一つと考えています。その手法としては、ダムや遊水地、あるいは河川改修等さまざまな方法が考えられますが、その選択にあたっては、沿川の土地利用状況や周囲の環境、事業に要する経費等、社会的、経済的な要因や地元の意向等を踏まえ進めています。 簗川ダムはこれらのことを踏まえ、治水対策を主目的として取り組んでいます。
16	1 社会情勢の変化	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 県の財政状況	「コンクリートから人へ」のスローガンに共感した有権者の思いはどうなるのでしょうか。財政難の今、作ってからも維持費に膨大なお金のかかるダムは必要ありません。	2	
17	1 社会情勢の変化	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 県の財政状況	財政逼迫等に関する岩手県の状況が検証されていない。検証者に、経済成長が右肩上がりの時代からの意識の変化が見られない。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
18	1 社会情勢の変化	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 県の財政状況	人口が減るという予測の中で、ダム建設を進めることは正しいとは思いません。さらに、今、国も地方も財政難です。ダムを作ってからも維持費に膨大なお金がかかるという結果が出ているのに、このまま計画を進めてよいのでしょうか。これからのことを比較して考えてほしいです。	1	同上
19	1 社会情勢の変化	③ 事業に関する社会経済情勢	2） 福祉予算優先	今多くの人が貧困で苦しんでいます。私たちの税金が不用不急のダムに使われるのではなく、自治体として国民のセーフティネット構築に使うべきである。	1	公共事業については、厳しい財政事情の中ではありますが、地域の課題や住民ニーズに的確にこたえるため、コスト縮減や地域の事情に応じた整備方法等に留意しながら、県民の皆様に提供していくことが重要であると考えています。 治水対策は洪水被害から県民の生命や財産を守るとともに、県土の保全を図る県行政の根幹的な責務の一つと考えています。その手法としては、河川改修や遊水地、ダム等さまざまな手法が考えられますが、その選択に当たっては沿川の土地利用状況や周囲の環境、事業に要する経費等、社会的、経済的な要因や地元の意向等を踏まえて進めています。 簗川は過去に多くの洪水被害が発生しており、流域住民の生命、財産を守るため治水対策の必要性、緊急性は高いと判断しているものであり、ご理解のほどお願いします。
20	1 社会情勢の変化	④ 事業費	1） 維持管理費	ダムは建設費だけでなく、その後の維持費が膨大です	1	御意見番号15に対する県の考え方と同じ。
21	1 社会情勢の変化	⑤ 自然環境	1） 自然を守るべき	全国的にみても脱ダムの方向に来ているが、先ずダムありきで進められてきた感が否めなかったからだ。自然を壊すのではなく、うまく利用してあらゆる生き物と共存する方向で知恵を出して行く時だと思う。	1	簗川ダムでは、ダム事業全体の今後の環境保全の方針並びに保全措置の計画検討を目的として、平成５年度から調査を行うとともに、平成８年度に設置した「周辺環境調査検討委員会」からの、指導・助言をいただきながら平成１８年３月に「環境影響評価報告書」として取りまとめたところです。 環境調査は、その後も継続的に行ってきたところであり、その結果を毎年委員会に報告し、指導・助言をいただきながら、自然環境等への影響を軽減するよう環境保全措置を実施してきました。 今後とも環境調査を継続するとともに、委員会の指導・助言をいただきながら自然環境の保全等に努めてまいります。
22	1 社会情勢の変化	⑥ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	今、諸分野の事業において、ムダをなくし適正な予算執行をする必要があります。簗川ダム事業においては、ダムを造る費用を見直し、ダム建設以外の節約できる方法を考えるべきです。	1	河川の治水対策は、その河川が持つ流域の特性や利活用面、社会的影響、自然環境等への影響と併せ、事業の実現性や整備期間、費用等を総合的に検討を行い、実施しています。 簗川の治水整備については、「河川改修単独」案、「放水路トンネル+河川改修」案、「宅地嵩上げ+河川改修」案、「ダム+河川改修」案など、様々な手法や組み合わせから比較検討を行い、「ダム+河川改修」案が最も有利であると判断しているものです。 なお、この整備手法や整備内容については、国からの「ダム検証の要請」に基づき、大規模事業評価専門委員会の中で、審議中です。

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
23	1 社会情勢の変化	⑦ ダム機能	1） 堆砂	ダムに関しては、河川を取り巻く山林の荒廃により、土砂の堆積が計算よりも早くなる傾向から耐久年数が短くなっている。いずれ"コンクリートのゴミ"と化すダム建設は世界的に見直す傾向になっている。	2	土砂の堆積のための容量は北上高地に既に存在するダムの実績などを考慮し100年間に溜まる堆砂量を推定して見込んでおります。将来堆砂が進み利水や治水の機能に支障があると判断された場合には、堆積土砂の排除などによって対応することが可能です。
24	1 社会情勢の変化	⑦ ダム機能	1） 堆砂	ダムを作っても、山林の環境が変わったため土砂の堆積が計算より早く耐用年数が短くなっています	1	
25	1 社会情勢の変化	⑧ その他		ダム事業は経済面・環境面での悪影響の面ばかりをマスコミ等で取り上げられ、ダム＝悪であると言う風潮が蔓延しているが、国民(県民)の生命と財産を守ることは国家の最も重要な責任である点から治水利水事業は重要な位置を占める。現計画は経済的にも諸所の環境への影響という点でも妥当な計画であると考える	1	治水対策は、県民の生命や財産が受ける洪水被害を軽減するとともに、県土の保全を図る県行政の根幹的な責務の一つと考えています。その手法としては、ダムや遊水地、あるいは河川改修等さまざまな方法が考えられますが、その選択にあたっては、沿川の土地利用状況や周囲の環境、事業に要する経費等、社会的、経済的な要因や地元の意向等を踏まえ進めています。 築川ダムはこれらのことを踏まえ、治水対策を主目的として取り組んでいます。
26	1 社会情勢の変化	⑧ その他		簡潔ながら要点は良く抑えていると思う。	1	県としては、引き続き住民理解を得られるよう努めながら、早期完成に向けて着実に事業を進めていきたいと考えています。
27	2 点検、B/C	① 事業中止	1） 事業中止	これ以上の建設費用投入はムダ	1	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
28	2 点検、B/C	① 事業中止	2） 利水の必要性	県の説明資料（第9回専門委員会資料No.6,p.29）は、盛岡市全体の水需給計画を点検するのではなく、沢田浄水場供給区域とされる区域内需給量のみを検討しており恣意的である。盛岡市全体の水需給量をについて過不足量を点検すべきである。	1	盛岡市からは今後も水需要の伸びが予想される盛南開発地区を含む盛岡市南部地域への低コストでの安定供給が図られる等有効であると、伺っています。
29	2 点検、B/C	② 事業内容	1） 超過洪水対策	計画上の整備水準を上回る洪水が発生した場合は下流部に大氾濫をおこすことを考えれば、改めて簗川の治水対策に関する費用効果分析を行う必要があります。	1	国土交通省が示す治水経済調査マニュアル（案）によれば『洪水条件のうち流量規模は、計画規模を最大』として費用対効果分析を行うこととなっています。
30	2 点検、B/C	② 事業内容	2） 基本高水流量	基本高水流量の設定は、全国平均のカバー率70%に、整備目標流量は80%に改めて、設定しなおすべきと考える。	1	簗川の基本高水流量の設定は、国交省河川砂防技術基準（平成16年3月）に示されている手法であり、簗川流域懇談会においても、妥当であると確認されています。

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
31	2 点検、B/C	② 事業内容	3) 河道条件	「現状における施設の整備状況や事業の進捗状況を原点として検討」を行っていないため、「中間とりまとめ」から乖離した手法である。「中間とりまとめ」は現時点の状況で検討する旨述べている（２．２及び4を参照）。しかし県の氾濫想定は「河川改修事業を実施する前の河道の状態」をもとに行っている（第9回専門委員会資料No.6,p.4）。その結果、氾濫想定が現況河道に比して過大となっており、それは、便益額の過大な算定、ダム以外の治水対策案の過大な費用額を結果しており不当である。 したがって、「中間とりまとめ」に従い、現時点の河道状況に基づいて点検し直すべきである。	1	国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、費用対効果分析は治水経済調査マニュアル（案）に則り算定することとなっており、同マニュアルに則った算出をしています。 また現状における施設の整備状況や事業の進捗状況を原点として検討した費用対効果分析も、専門委員会において示しています（第9回専門委員会資料№6　P8）。
32	2 点検、B/C	③ 事業に関する社会経済情勢	1) 検証方法	検証の視点が変である。H19年3月の変更が承認されているからというが、その時の見直しの視点は、旧来の視点であり、現在の視点でないのだから、改めて検証するべきと考える。	1	国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」には、『基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う』と記載されており、この記載に則り事業の点検を実施しました。
33	2 点検、B/C	③ 事業に関する社会経済情勢	1) 検証方法	「中間とりまとめ」が求める「利水参画者において見ず需給計画の点検・確認を行うよう要請する」（８．１）手続きを履行しておらず、定められた検証方法から乖離している。 利水参画者である盛岡市、矢巾町に対して、需給計画の点検・確認を要請し、その上で、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているかを確認すべきである。	1	第8回専門委員会資料No7　P26のとおり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が定める手続きに則り、利水参画者に対し、水需給計画の点検確認を行うよう要請し、回答を得たうえで、検討主体において妥当性を確認したものです。
34	2 点検、B/C	④ 事業費	1) 維持管理費	ダムは作っても、ランニングコストが膨大です。毎年かかってくる、そんな費用をどこから捻出するのでしょうか。	5	御意見番号15に対する県の考え方と同じ。
35	2 点検、B/C	④ 事業費	2) 事業費	簗川ダムは取り付け道路工事の割合が多いため、現在の全体の残額からダム本体建設と新規治水事業と比較すると、ダム本体の建設のほうが安いと言う考え方は短絡的と考えます。	1	御意見番号1、15に対する県の考え方と同じ。
36	2 点検、B/C	⑤ 住民意見	1) 住民意見	ダム建設が先にありきという立場を前提としていることは問題です。住民の安全・安心を守る上で大切なことは、限られた予算規模の中でどのような工事が必要なのか（費用対効果）について住民との対話を重視すべきで、簗川流域懇談会の経過およびその報告（但し、構成員の努力は認めつつも）は、ダム建設に固執した内容にとどまっている。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件（71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
37	2 点検、B/C	⑥ 整備目標等	1） 治水安全度	ダム建設による治水の方が費用が安く済むとの試算報道されましたが、適切な治水安全度の設定が必要ではないでしょうか。	1	簗川の治水対策に当たっては、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、北上川本川をはじめとする県内の河川とのバランスを総合的に判断し、治水安全度を1/100としています。 治水対策の基本は、上下流、左右岸で不公平にならないように配慮し、事業規模などを考慮したうえで実施可能な河川改修やダムなどのハード整備による治水安全度の向上を図り、これを超える規模の洪水に対してはソフト対策を含めた超過洪水対策が必要であると考えています。
38	2 点検、B/C	⑥ 整備目標等	1） 治水安全度	簗川の治水安全度1/100設定は上流部の氾濫を許さないため、計画上の整備水準を上回る洪水が発生したときは下流部に大氾濫を引き起こす。そのため、上流部は適切な治水安全度（1/50）に設定して、改めて簗川の治水対策に関する費用対効果分析を行う必要がある。	1	
39	2 点検、B/C	⑥ 整備目標等	1） 治水安全度	最初にダムありきではなく、費用をいかに少なくするかから発想すべきである。	1	
40	2 点検、B/C	⑥ 整備目標等	2） ダムの必要性	利水・発電は撤退・縮小の方向になり、治水の役割が残されたが、簗川ダムの場合は下流部の堤防が整備されて以降洪水被害の可能性がかなり低くなっている。	2	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
41	2 点検、B/C	⑥ 整備目標等	2） ダムの必要性	上記ダムはやな川の治水対策として、今考えられる最高の手段なのでしょうか。又、その為の支出530億円は適切かどうか、私たちにはわかりにくい。	1	
42	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	治水対策は環境破壊せずに、洪水を防ぐ方法として、堤防改修や整備で充分できることが専門家の意見がでています。	1	御意見番号22に対する県の考え方と同じ。
43	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	過大見積もりをやめて、実態に沿った治水を行えば、ダム本体を建設して多大な費用を使う必要はなく、ダム本体の建設は税金の使い方としては間違っていると言える。	2	
44	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	道路は完成が近いので、完成させたほうがいいのですが、ダム本体は設計発注もしていないので、今やめないと税金の無駄です。下流の堤防対策をきちんとすればいらないものだと思います。	6	
45	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	ダム本体建設に莫大な費用を使うべきではない。下流部の堤防強化で十分と考える。	1	
46	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	中流の一時的な冠水はやむを得ない。むしろ、遊水地的な役割を持つのではないか。	1	
47	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	先にダムありきではなく、いかに費用を少なくするかを考えるべきで、専門家は下流部の堤防強化で十分だと言っています。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件（７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
48	2 点検、B/C	⑦ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	100年に1度起こるかもと予測されることに、これほど大規模な工事で自然の水源を変えて良いものだろうか。氾濫をおさえる為の治水対策は巨大ダムでなくても簗川、根田茂川の特性を生かすことでできるはずだ。短期内に数百億もの支出をすることなくできる。人間は、自然界からお金で計ることが出来ない幸福を得ている。	1	御意見番号22に対する県の考え方と同じ。
49	2 点検、B/C	⑧ ダム機能	1） 堆砂	いずれ計算よりも早く土砂の堆積が進みます。そのときはとり壊すにも膨大な税金がかかる「コンクリートのゴミ」になります。費用対効果はそこまで計算して考えることが必要と思います。	1	御意見番号23に対する県の考え方と同じ。
50	2 点検、B/C	⑨ その他		１．３は妥当である。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
51	2 点検、B/C	⑨ その他		詳細に良く検討されていると思う。結論も妥当であると思う。	1	
52	3 治水対策評価	① 事業内容	1） データ見直し	簗川ダム建設は、毎年多額な洪水被害を防ぐ効果があるとされている。簗川下流部の堤防が整備されてきてから、そのような被害が生じておらず、簗川建設計画の根拠となっている洪水被害額が実態とかけ離れている。	3	洪水被害の想定については、1/100確率流量や1/50確率流量など確率規模別の氾濫想定被害額を算出し、これを基に年平均としての被害軽減期待額を求めているもので、毎年多額の洪水被害を防ぐというものではありません。
53	3 治水対策評価	① 事業内容	2） 基本高水流量	ダムありきの試算になっている。そもそも基本高水のピーク流量は根田茂川と簗川では違っていると専門家は分析している。いろいろパターンを変えた試算でも従来の域を出ず、基本設定がダム建設の方向になっているので問題と思う。	2	基本高水流量の算定にあたっては、過去の実績降雨を基に様々な降雨パターンを検討して計算しており、簗川本川と根田茂川の合流点でのピーク流量発生時刻は簗川本川の方が早くなっています。
54	3 治水対策評価	① 事業内容	2） 基本高水流量	一級河川として簗川およびその流域の特徴などについての検討が不足していると言わざるを得ない。基本高水流量については、前回の大規模事業評価委員会においてもそのことが議論され、その後、検討されたというが、治水対策上の一番の理由づけともなっており、県の説明には納得はできない。	1	御意見番号30に対する県の考え方と同じ。
55	3 治水対策評価	① 事業内容	2） 基本高水流量	簗川と根田茂川の基本高水流量のピーク時には差があって、これをダムで一ヶ所に堰き止めることは、かえって危険を増幅するものです。	1	御意見番号53に対する県の考え方と同じ。
56	3 治水対策評価	① 事業内容	3） 事業中止	計画が実態とかけ離れています。私たち住民感覚とかけ離れた計算結果は、その原因を確認して、改めて計算し直すことが重要と考えます。	1	簗川の治水対策に当たっては、洪水氾濫区域内の人口や資産の状況、北上川本川をはじめとする県内の河川とのバランスを総合的に判断し、治水安全度を1/100としています。

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
57	3 治水対策評価	① 事業内容	4） ダムの安全性	超過洪水時の状態に関する県の評価は誤っている。ダム案では、簗川橋基準点の流量を340 m3に低減させることができることを前提に今後の河川改修は不要としているが、超過洪水時にはダム地点の流入量＝流出量となる場合もあるため、ダム下流では流下能力を大幅に超える洪水が発生する危険がある。780 m3を前提とした河川改修を行った場合の方が洪水による氾濫は少ないと考えられる。	1	超過洪水対策については、迅速な避難のための情報伝達、住民の防災意識の向上、町づくりにおける水害対策の取組みが重要と考えています。 情報の提供の充実を図るため、盛岡市が作成・公表したハザードマップ作成を支援したほか、雨量計や水位計の施設整備を行ってきました。 今後は、避難や防災活動の情報提供のため、迅速かつ的確に河川情報等を収集し、盛岡市に周知するとともに、報道機関・インターネット・携帯電話等を通じて住民への情報提供に引き続き努めてまいります。
58	3 治水対策評価	② 事業費	1） 事業費	コスト面からの比較のみで検討され、そしてダムが一番費用がかからないとの結論になったがそのダムも永遠ではなくいずれは巨費を投じなければならない時が来る。自然を活用する角度からもっと、もっと検討をされることを望む。	1	御意見番号15に対する県の考え方と同じ。
59	3 治水対策評価	② 事業費	1） 事業費	「中間とりまとめ」第7章は、「評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う」（p.35）と述べている。岩手県の検証は、ダム案は現状の残事業費を使い、ダム以外の案は現状の残事業費に基づいておらず、「中間とりまとめ」を無視した手法を用いている。再度比較し直すべきである。	1	今回の検証は、「中間とりまとめ」をもとに国が作成した、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて適切に行っています。
60	3 治水対策評価	③ 整備目標等	1） 治水安全度	最初にダムありきで、対案が出されている。100年に1度の洪水を予測しているが、過大である。2007年9月17日は24時間雨量が約200ミリで、この地方としては稀な雨量で1970年以降最大であったが、堤防決壊には至らなかった。	1	御意見番号56に対する県の考え方と同じ。 2007年9月17日の降雨は、流域平均雨量で161.3mm/2日でしたが、最大時間雨量が22.4mmと小さいことから、大きな出水とはならなかったものです。
61	3 治水対策評価	③ 整備目標等	2） 治水安全度	どの案もこれから治水対策を行う計算になっています。簗川は下流の堤防強化を行ってから決壊していません。今年ほどの雨でも大丈夫だったと言うことは、百分の一想定は現実的でありません。	1	ご意見番号14に対する県の考え方と同じ。 平成22年に簗川付近で発生した集中豪雨は、9月30日の時間雨量97mm、総雨量が120mmというものでした。近隣の雨量観測所の簗場では時間雨量26mm、総雨量40mmと局地的な豪雨でした。

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
62	3 治水対策評価	④ 専門委員会	1） 専門委員会	専門的で分からないので、参考人招致をして専門評価委員会で徹底検証していただきたいと思います。	6	大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野のほか、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などを重視した人選を行っています。特に、今年度の大規模事業評価専門委員会においては、河川改修事業やダム建設事業の審議が予定されていたことから、治水・河川分野の専門家を増員して専門性を高めているところであり、専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えています。 また、専門委員会の調査審議にあたり、更に専門的・技術的な観点から意見を聴く必要がある場合には、該当する分野の専門家等を招いて意見を聴くこととしております。 このほか、調査審議にあたり、県民の意見を適切に反映させる必要がある場合には、議事関係者を招いて意見を聴くこととしております。
63	3 治水対策評価	④ 専門委員会	2） 事業費	治水代替案の事業費算定根拠が示されていない。大規模事業評価専門委員会は、工事内容と積算根拠の妥当性を精査すべき責任がある。	1	大規模事業評価専門委員会では、県が行った評価の妥当性について、事業の必要性、緊急性、効率性、社会経済情勢等の観点に加え、県民の意見や現地の状況を踏まえ、公平公正で専門的な見地から詳細な調査審議を行っているものです。 専門委員会では、必要に応じ審議論点等について県に対し説明を求めるほか、必要な資料の提出を求める等、詳細な調査審議を行っているところです。例えば代替案の審議においては、積算根拠としている類似工事の実績額の報告を求めるなど検証に使われた根拠資料等についてチェックを行っています。
64	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	ダム建設先にありきではなく、自然にやさしい治水を検討すべき	1	御意見番号21に対する県の考え方と同じ。
65	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	堤防強化は技術的に可能と考える。	1	「耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会報告書」（平成20年10月27日土木学会）において『堤防で越水が生じた場合、計画高水以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物、すなわち耐越水堤防とすることは、現状では技術的に見て困難である』との見解が示されています。
66	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	改めて見直したなら、最下流部の堤防の強化と、「越流しても破堤しない堤防（要技術確立）」を建設すること。これは、過去の水害のデータによれば、仮にダムを造ったとしても必要と考える。	1	
67	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	上流部には、洪水が氾濫しても河道に戻るような地形的特徴もあるので、河川改修が必要でなくなると考えられる。	1	御意見番号22に対する県の考え方と同じ。
68	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	ダムを作ることを前提にした複数案ではなくて、ダムによらない簗川の治水を検討してください。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
69	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	ダムを作ることを前提にした複数案ではなくて、本来築川や根田茂川の治水を検討していただきたいと思います。	3	同上
70	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	26対策のうち「10　決壊しづらい堤防」を棄却したのは不当である。築川は0～1km左岸は築堤があり現況でも流下能力800 m3と、治水安全度1/100が確保されていることになっている。しかし、流下能力を下回る流量で洗掘されたことがあり、下流域の安全を確保するためにはダムよりもまず堤防強化が優先されるべきである。	1	国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、『堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である』と記載されています。 なお、0～1km左岸の築堤区間において、現況流下能力が治水安全度1/100に満たない区間が存在しています。
71	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	26対策のうち「15　遊水機能の土地保全」「25　洪水予測、情報提供」「26　水害保険」を棄却したのは不当である。　「中間とりまとめ」は多様な対策を組み合わせることにより「できるだけダムにたよらない治水」を求めている。15,25,26を組み合わせることにより、築川の流域特性（上流部は掘込み河道で、かつ流域に田畑があり住宅は少ない）を生かして、補償を前提とした上流部田畑の浸水により下流部の流量を低減させることができる。	1	「15　遊水機能の土地の保全」については国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、『恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が課題となる。』旨記載されており、現実的な案として遊水地案を抽出し検討しています。 「25　洪水予測、情報提供」については国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、『一般的に家屋等の資産の被害軽減を図ることはできない。下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない』旨記載されています。 「26　水害保険」については、日本ではアメリカ等のような公的保険制度は存在しないため、現時点では適用困難であると判断しています。
72	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	対策5，6，7，10，15，21，22，23，24，25，26をきめ細かく組み合わせ、流域を中心とした治水対策案を立てるべきである。流域の流下能力をきめ細かく点検し、それぞれの場所にあわせた対策をきめ細かく立てるべきである。そうすれば、ダム以外の対策案のコストを大幅に引き下げることが見込める。	1	対策10、15、23、24、25、26については、第8回専門委員会資料№7　P13～P16および第9回専門委員会資料№6　P10～P23にあるとおり適用は難しいと判断しています。 対策5、6、7、21、22については、抽出し検討をしています。
73	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	D案（河川改修単独）では、0.0km～11.0kmの両岸全域にわたって改修が必要としているが、この区域のかなりの部分で、現状の流下能力が基本高水流量780 m3を上回っている。したがって、全域にわたる工事は不要であり事業費464.3億円は過大である。	1	各地点毎に流下能力を算定し、必要に応じて事業費を試算しております。第8回専門委員会資料№7　P24のD案の図面は、表示が煩雑とならないように全域を着色しています。

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
74	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	ダム以外の対策案は、現在の河道状況ではなく河川改修実施前の状況に基づいて計画された事業費である（第9回専門委員会資料No.6,p.4）。第9回専門委員会資料No.6,p.26の流下能力図も現在のものではない。他方、ダム事業費は、残事業費で比較しており公正ではない。	1	治水対策案の評価軸ごとの評価を行った5つ案全てにおいて、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行っており、残事業費に基づいて検討しています。 なお、第9回専門委員会資料№6　P26の概略図は流下能力図ではなく各案の流量配分を示したものです。
75	3 治水対策評価	⑤ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	E案（河川改修＋嵩上げ）では、上流部で田畑に洪水があふれることを想定した案である。その場合、上流の氾濫により下流の流量が低減するため治水安全度1/100を確保するための流下能力は780 m3を下回る。したがって、さらに事業費は低くなることが見込まれる。	1	簗川の上流域は、狭隘な谷地形となっており、流下型の氾濫であることから、上流の氾濫により下流の流量が大きく低減することは無いと考えています。
76	3 治水対策評価	⑥ その他		マスコミ等では河道の拡幅や浚渫、河道を直線的な形状に変えればダムは必要ないと言う意見が良く取り上げられるが、本再評価は多くの切口から代替案を検討し評価しており、現行案が妥当であるという点に異論はない。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
77	3 治水対策評価	⑥ その他		あまり実現可能性のないものも含めて多数の案について詳細な検討がなされていると思う。	1	
78	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	水道水も水田用の水も、今のままで充分と聞いています。ダム建設により水質悪化が予想される水は利水になりません。	1	新規利水については、盛岡市及び矢巾町の簗川ダム取水事業は、平成16年度岩手県内市町村公共事業評価委員会に諮問され、十分な審議の後、事業継続が妥当との答申を得ています。その上で、盛岡市及び矢巾町からは、県に対し取水量等を縮小した上で簗川ダムに引き続き利水参加する旨の回答がなされています。 　県では、利水者の意向を尊重し、簗川ダム建設事業を進めて参りたいと考えております。 　なお、簗川ダム水源について、盛岡市からは今後も水需要の伸びが予想される盛南開発地区を含む盛岡市南部地域への低コストでの安定供給が図られる等有効であること、矢巾町からは、将来の水需要に対応するためには、地下水源と併せて安全で安定した簗川ダムの水源は必要であると、伺っています。
79	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	人口減少が続く中で、過去に検証された経緯をみれば水道事業等の利水の必要性は低い。ダムを作るための参加の強要があっては税金の無駄遣いになる。	2	
80	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	利水についてはこれから先の人口動向を見ても必要なし。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件（71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
81	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	人口や産業が縮小している中での新規の利水は無理があると感じました。	6	同上
82	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	盛岡市の人口は減少傾向にあり、新規の利水は必要でない。事故等により、利水困難になった時には、その時に対処する。予備的に新規のダムを建設するなどは、愚の骨頂である。矢巾地区も簗川ダムではなく、他の方法で対処できる。	1	
83	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	盛岡市は水道水が不足していることはなく、水質を悪化させてまで、水質を破壊する必要性はありません。	1	
84	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	断水が年に1日程度であれば水道水質を悪化させないよう希望します。	1	
85	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	新規の利水は必要ないものだと考えます。	1	
86	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	最初計画された利水について、盛岡も矢巾も花巻も水は余っていて人口の減少や事業の縮小が進む昨今、新たな利水は考えにくい。	1	
87	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	利水を簗川ダムに求める程緊急ではない。	1	
88	4 新規利水評価	① 事業中止	1） 利水の必要性	盛岡市が平成16年度に行った公共事業評価（水道事業）において、水需給計画の見直しを行った。それによれば、平成37年度の計画一日最大給水量は124,738 m3、平成37年度の簗川ダムからの取水を含まない配水能力が169,150 m3であり、現有水源のみで将来の水需要にも対応可能であることが明らかにされている。したがって、水道事業のための新規利水は不要である。	1	今回の検証に伴い、盛岡市及び矢巾町からは、県に対し引き続き利水参加する旨の回答がなされており、県では最新の水需要データ等に基づき点検を行った結果、概ね妥当であると判断しています。 なお、簗川ダム水源について、盛岡市からは今後も水需要の伸びが予想される盛南開発地区を含む盛岡市南部地域への低コストでの安定供給が図られる等有効であること、矢巾町からは、将来の水需要に対応するためには、地下水源と併せて安全で安定した簗川ダムの水源は必要であると、伺っています。
89	4 新規利水評価	② 自然環境	1） 水質	簗川ダムが建設されると簗川の水質悪化は避けられない。水質を悪化させて余分な水量を確保する必要はない。	3	簗川ダム建設による水質への影響については、1992年から2007年までの水質調査や流量のデータを基にし、貯水池内の水質変動のシミュレーションの結果、ダム貯水池内での濁水の影響及び富栄養化の可能性が少ないと考えております。
90	4 新規利水評価	② 自然環境	1） 水質	ダムが建設されると簗川の水質は悪化していきます。	2	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
91	4 新規利水評価	③ 住民意見	1） 住民意見	利水は、関係する市町村からの要請が基本にされているが、治水以外の目的がダム建設に必要だというのであれば、本末転倒ではないか。仮に、利水問題の解決を関係する市町村が求めているならばダム建設とは異なる次元で、住民との対話することが大切ではないか。	1	御意見番号78に対する県の考え方と同じ。
92	4 新規利水評価	④代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	御所ダムをもっと活用する計画を立てるべきである。雫石川南側に、既存の御所ダムの水を利用しないのは、理解しがたい。	1	第8回専門委員会資料№.7　P38、P39および第9回専門委員会資料№.6 P33に示すとおり、御所ダムの水を利用する案も含め様々な案を検討しております。
93	4 新規利水評価	⑤ その他		妥当である。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
94	4 新規利水評価	⑤ その他		実現可能性の低い代替案も含めて詳細な検討がなされていると思う。	1	
95	5 不特定評価	① 事業中止	1） 不特定の必要性	川は雪解け、水田利用など自然状況・生活利用などによって変化するのは当然。何100年もそのくりかえしで今があるのに、今になって「ダムがなければ」というのは解せない。A案、B案共に反対。	1	河川法第一条に、河川管理者が管理を行う目的として「洪水、高潮等による災害発生に防止」「河川の適正利用」「流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」が明記されています。簗川には既得の利水として農業用水と水道用水（沢田浄水場の取水）があり、これらの農業用水や水道用水が渇水時にも安定的に取水でき、さらに、これらを取水した後でも、河川に生息する魚類等の生息環境や良好な河川の景観が保たれ、公共用水域の水質基準を満足するような水量を確保する必要があります。
96	5 不特定評価	① 事業中止	1） 不特定の必要性	近年、簗川で異常渇水により水道水の取水ができなくなるような事態は生じていない。したがって、そもそもダムを造ってまで流水の正常な機能の維持を図る必要性はない。	1	
97	5 不特定評価	① 事業中止	2） 事業中止	治水も利水もダムをたよらずに、解決できると考える。	1	
98	5 不特定評価	① 事業中止	2） 事業中止	近年、台風等や集中豪雨によってダムはマイナス要因になるケースも報道されています。今までの固定観念でない見直しをお願いします。	1	ダムの機能のうち、洪水調節については、計画を上回る洪水が来た場合、当該ダムの洪水調節能力を超えることがありますが、この場合においても、流入量を上回って、ダムから放流することはありません。
99	5 不特定評価	① 事業中止	2） 事業中止	近年、台風等や集中豪雨によってダムがあったために洪水がひどくなった例が報道されています。今までの固定観念でない見直しをお願いします。	3	
100	5 不特定評価	② 事業内容	1） 基本高水流量	基本高水ピーク流量が異なる川をダムによって一定に保とうとすることは理論的に無理があると専門家は指摘している。その研究をきちんとしてほしい。	2	御意見番号53に対する県の考え方と同じ。
101	5 不特定評価	② 事業内容	1） 基本高水流量	簗川と根田茂川は大きさも流れも違うのに、洪水の時期が同じとは考えがたく、設定に無理がのではないでしょうか。	6	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件　（７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
102	5 不特定評価	② 事業内容	2） ダムの安全性	ダムがあったために下流域で洪水という事態が近年問題になっています。四十四田ダムは１～２日雨が降ると放流していて不安を感じています。	1	御意見番号98に対する県の考え方と同じ。
103	5 不特定評価	③ 自然環境	1） 環境破壊	簗川ダム建設は自然体系を破壊し、生態系をすっかり崩してしまいます。一度こわした自然は何百年もとり戻すことができなくなります。こわさなくても済む自然をダム建設でこわしてしまうことは歴史上の大きな汚点となります。	1	簗川ダムでは、ダム事業全体の今後の環境保全の方針並びに保全措置の計画検討を目的として、平成５年度から調査を行うとともに、平成８年度に設置した「周辺環境調査検討委員会」からの、指導・助言をいただきながら平成１８年３月に「環境影響評価報告書」として取りまとめたところです。 環境調査は、その後も継続的に行ってきたところであり、その結果を毎年委員会に報告し、指導・助言をいただきながら、自然環境等への影響を軽減するよう環境保全措置を実施しており、今後とも環境調査を継続するとともに、委員会の指導・助言をいただきながら自然環境の保全等に努めてまいります。 動植物の生息環境等については、ダム堤体および貯水池により上下流に分断されることとなり、湖沼域の出現により魚類の生息環境の一部消失、上流では陸封化、下流では遡上阻害が起こり、生息環境は変化はしますが、上流域と下流域で異なる生活史を持つ個体群として生息することが考えられます。 またダム建設により、上流からの土砂供給が遮断されることから、河床の変動は起こるものの、生息魚類に大きな影響を及ぼす河床の変動は無いと予測しております。
104	5 不特定評価	③ 自然環境	1） 環境破壊	流域には貴重な動植物が多く生息しており、ダム建設により自然態系がこわされることは、取り返しのつかない損失となる。	1	
105	5 不特定評価	③ 自然環境	1） 環境破壊	簗川は、四季により流量が変化している。その四季折々の自然環境は、ヤマセミをはじめとする様々な動植物を育んでいる。流量を一定にする目的の簗川ダム建設は、簗川流域から四季を奪い、多くの動植物の生息環境を失うことになる。簗川ダム建設により、貴重な自然環境をヘドロに覆われた水域にしてはならない。	3	
106	5 不特定評価	③ 自然環境	1） 環境破壊	流量を一定にする目的の簗川ダム建設は、その流域から豊かな四季を奪い、多くの動植物の生息環境を失うことになり、今日的意義に反することになります。このダム建設により、貴重な自然環境をヘドロに覆われた腐敗微生物しか生息できないことになるので、直ちに止めていただきたいです。	1	
107	5 不特定評価	③ 自然環境	2） 自然を守るべき	簗川水系の特性を生かす方法を真剣に検討したのか伝わってこない。美しい自然とそこに生きる動植物に私たち人間は育てられているので、川を沈めないで機能を生かして！	1	
108	5 不特定評価	④ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	最初にダムありきで、対案が出されている。ダムありきではなく、費用をいかに少なくするかから発想すべきである。	1	御意見番号22に対する県の考え方と同じ。

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
109	5 不特定評価	④ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	以前に専門家の意見で(国土研)根田茂川と簗川は洪水のピークの時間がずれるためにその合流地点に近いところのダムはかえって危険との視点も出されています。その点の検証が必要です。	1	御意見番号53に対する県の考え方と同じ。
110	5 不特定評価	④ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	ダムとダム以外の4つの案で検討しているが、ダム建設が必要だとする(私は反対ですが)検討が重ねられてきたことは理解ができても、ダムを含まない検討案についての精査がどのようなかたちですすめられてきたのかは説明不足。机上の検討に終わっているのではないか。	1	御意見番号22に対する県の考え方と同じ。
111	5 不特定評価	⑤ その他		妥当である。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
112	5 不特定評価	⑤ その他		十分な検討がなされていると思う。	1	
113	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	ダム建設は流域に多大な負担を与え、その利益がほどんとありません。簗川ダム建設は中止すべきです。	4	御意見番号1、103に対する県の考え方と同じ。
114	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	県民生活の必要性からも、財政上からも、自然環境上からも簗川ダム建設はムダとしか思えない。ダム建設は中止以外にない。	1	
115	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川ダム建設の予算から見て、今は取り付け道路の予算執行のみである。自然環境から見ても財政面からみても納税者としては簗川ダム本体の建設は中止すべきと考える。	2	
116	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	今は道路工事が中心です。それが大きなウェイトの簗川ダムの工事は、これから治水対策を計画する部分と比べてダムを作るほうが安いと判断できるのでしょうか。作った後の維持経費は膨大です。そこまで考えて判断すると市民感覚では、簗川ダムは作らないのがいいと思います。	5	
117	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	これ以上はやらない方が良い。中止	1	
118	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	地球環境の保全は、その時代時代に生きるものの最大のつとめだと思う。人間の手をかけて保全する方法も勿論否定しないが、「ダム」などという大きな地球にツメあとを残すような事業は、住民の英知を集めてストップさせたい。未来に禍根を残すことを止めるのは今生きているものの義務だと思っている。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
119	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川ダム建設は、流域に多大な負担を与え、その利益がありません。今後多大の税金が使われるのは納得いきません。ここでひく勇気を示してください。	1	同上
120	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	財政困難な状況の中でダム建設はやめるべきである。洪水対策も下流部の堤防強化で十分と考える。	1	
121	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川ダム建設は、流域に多大な負担を与え、多額の税金を要する割に、その利益が得られません。したがいまして、簗川ダム建設はぜひ中止することを、心から要請いたします。	1	
122	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川はさくらますがのぼる川として見直されています。また、鮎を通してみた清流度では準グランプリに輝いています。そんな川にダムを作る合理性はありません。税金の無駄です。	4	
123	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	ダム建設が安いとする見解は、世の中の流れや納税者の思いと相容れないもので、次代に禍根を残す簗川ダムの建設は納得いきません。	1	
124	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川、根田茂川流域の美しい自然を後世に残すよう切望します。	1	
125	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	ムダな支出をしない為にコストの検討は大事だが自然はお金で買うことは出来ません。流域に多大な負荷を与え、県民には多大な負担をかけるダム建設はやめて下さい。	1	
126	6 総合評価	① 事業中止	1） 事業中止	簗川は、盛岡市域の北上川支流で唯一残されたダムのない河川である。サクラマスの遡上も確認されている貴重な渓流をダムによって破壊することは再生不能な環境破壊であり、ダム以外のあらゆる方法を真剣に検討すべきである。	1	
127	6 総合評価	② 事業費	1） 維持管理費	作った後の維持費を考えてほしいです。未来に借金を残すことになるのではないでしょうか。	1	御意見番号15に対する県の考え方と同じ。
128	6 総合評価	③ 自然環境	1） 自然を守るべき	自然環境豊かなサクラマスが遡上する簗川を、現在の状態で次世代に引き渡していただきたい。	1	御意見番号1、103に対する県の考え方と同じ。
129	6 総合評価	③ 自然環境	1） 自然を守るべき	全国でも稀な動植物の宝庫である簗川流域は、その自然をむやみな開発をしないで次代に引き渡したい。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
130	6 総合評価	③ 自然環境	1） 自然を守るべき	簗川の自然環境をこわすダムには反対です。ダムに頼らない治水を行って、豊かな自然環境を子供たちに残して下さい。	1	同上
131	6 総合評価	③ 自然環境	1） 自然を守るべき	私は、簗川がもつ特性や市民生活に与える貴重価値を失わないようにすべきではないかと痛感する。県の環境影響評価報告書（概要版）から、簗川のサクラマスの存在についての記述を見つけられなかった。今、簗川がもつ生態系を次の世代に残すことにもっと配慮すべきではないか。	1	
132	6 総合評価	③ 自然環境	2） 環境破壊	簗川ダムを作った場合、水質悪化、自然環境破壊など、取り返しのつかない事態が想定されます。簗川の貴重な自然を残すために専門家のみなさまの‘力’を使って下さい。	1	
133	6 総合評価	④ 住民意見	1） 住民意見	結局は「ダムが一番」になる検証結果は、「依然として続く箱もの行政」の印象を強め、県民の多くが納得し喜ぶものとはならないでしょう。	1	
134	6 総合評価	④ 住民意見	2） 話し合いの場	公聴会を開催して広く県民の意見を聞いて下さい。	1	今回のダムの検証にあたっては、国から示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて検証作業を行うこととしています。 具体的には、「関係地方公共団体との検討の場」を公開で行うこととしており、また、検証の内容は大規模事業評価専門委員会に報告し、専門委員に審議いただきますが、この専門委員会も公開になります。さらに、パブリックコメントや関係住民との意見交換の場を設けることとしており、これらの取組により、ご提言の趣旨の「住民討論会」等の機能は果たされるものと考えております。
135	6 総合評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	いくらかの災害は相互補償でのり越え受忍しながらも、自然の摂理は守っていくことが、地球を守り県民も守ることになるのだと思う。	1	御意見番号1、15、103に対する県の考え方と同じ。
136	6 総合評価	⑤ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	簗川ダムは、治水面において、地形、技術等の面からみて、‘ダムに頼らない方法’に転換することができると思うのでダムの建設はやめて下さい。	1	
137	6 総合評価	⑥ その他		妥当である。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
138	6 総合評価	⑥ その他		結論は妥当なものだと考える。	1	
139	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	今、日本は膨大な借金を抱え財政破綻寸前です。このような時に必要性がほとんど認められない簗川ダム建設事業は中止してほしい	4	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
140	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	税金のムダ使いになる簗川ダム建設はやめて下さい。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件（７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
141	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	今からでも遅くはない、税金のムダ使いと壮大な自然ハカイ簗川ダム本体工事はやめて下さい。	1	御意見番号1、103に対する県の考え方と同じ。
142	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	利水目的のないダム建設は税金のムダ使いになると思います。中止してください。	1	
143	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	限りある予算（血税）をダムに注いでもいいのでしょうか。ダム建設にデメリットがあるならば今こそ建設中止という英断も必要なのではありませんか。	1	
144	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	先にダムありきでは困ります。清流が失われ、貴重な自然がこわされる事にはぜったい反対です。ダムはムダ。	1	
145	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	自然保護、環境上の見地からも建設はやめた方が良い	1	
146	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	盛岡市内には3つのダムがあります。簗川ダムは洪水調節は必要なく、洪水のピーク調節されている河川です。	1	
147	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	簗川は清流度準グランプリに輝いた、鮎やさくらますが棲む川としても全国的にも評価されています。その川を壊すことは次代に対して申し訳ないことではないでしょうか。簗川はダムを作るしかないどうしようもない川ではありません。しっかり考えた対処を専門評価委員会に望みたいと思います。	1	
148	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	日本経済の現状は、財政破綻寸前である。動植物の生息環境を失う簗川ダム建設は必要悪であり、即刻中止し財政破綻を防止すべきである。貴重な国民の税金を無駄のない、公平に利益還元を図るべきである。	1	
149	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	岩手県の債務が現在、1兆4千5百億円にもなり、更に簗川ダムに530億円も重ねるのは、とうてい納得できるものではありません。今からでもダム本体工事を中止し無駄をなくし、県民のために予算を振り向けることを強く求めるものです。	1	
150	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	簗川ダム建設は、流域に多大な負担を与え、その利益がほとんど無い。したがって、簗川ダム建設は中止する必要がある。	1	
151	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	サクラマスの遡上する簗川と、その流域の豊かで素晴らしい自然を残して下さい。一度破壊した自然は戻らず、次世代に引き継いで行くべきものです。勇断をし、ダムの建設を中止して下さい。	1	御意見番号1、15、103に対する県の考え方と同じ。

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件（71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
152	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	簗川・ダム建設により貴重な自然環境をヘドロに覆われた河川にしてはならない。流域には多大な負担を与え、多額な税金を要する割にその利益が得られない。全国に誇れる清流、貴重な動植物も多く生息している簗川、根田茂川を次世代に今の状態で引き渡していただきたい。簗川ダム建設は中止にして下さい。	1	御意見番号1、15、103に対する県の考え方と同じ。
153	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	国の財政が、破綻寸前と聞いている。治水の為には、多額の費用を要するダム建設ではなくて、洪水防止の為に堤防強化が望ましいと思う。	1	
154	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	NHKのテレビ放送で簗川の自然を見て素晴らしい自然を無くしてはならない、次世代に残していかなければならないと思い、ぜひダム建設の中止をお願いします。	1	
155	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	今多くの人達は生活が苦しくなっていて、着る物や食べる物まで切り詰めるような時代になっていて莫大なお金を使うダム作りはやるべきではないと思います。ダムがなくても治水、飲み水は間に合っているしダムを作るのは、ムダだと思います。	1	
156	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	12月10日に開かれた大規模公共事業評価専門委員会の報道を見て怒りを感じました。「簗川ダムを158億円かけて10年間で作っていく方が河川工事より経費がかからないという事、治水の為に経費が少しでもかからないという事は、あの自然に恵まれた簗川地域にダムを作ることこそ洪水を招くことになるのではないかと考えます。2007年完成して堤防で閉めきっていた諫早湾は10数年以上の住民の要求で来年度にも開閉することになり今後再生の為の努力がされます。簗川も後世に悔いを残さないために、歴史ある簗川地区、豊かな自然を残すために建設はやめてください。もっとたくさんの県民の声を聞く機会を持って下さい。	1	
157	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	多額な事業費が必要とするやな川ダム建設事業は中止してほしい。	1	
158	7 その他	① 事業中止	2） 利水の必要性	当初の目標であった飲料水のためは、御所湖で間に合ってるということで簗川ダムの重要性は薄れてきている。	1	御意見番号92に対する県の考え方と同じ。
159	7 その他	① 事業中止	2） 利水の必要性	水道事業（盛岡市）について現在水道事業は間に合っているので必要ない。	1	御意見番号78に対する県の考え方と同じ。
160	7 その他	① 事業中止	2） 利水の必要性	盛岡市と矢巾の変更後の利水計画は、支出した金額にあわせた後追いの「計画」のため、認められない。これまでに確保した水源で対応すべきである。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
161	7 その他	② 事業内容	1） 基本高水流量	見解が異なる基本高水流量問題の精査を重要だ。	1	御意見番号30に対する県の考え方と同じ
162	7 その他	② 事業内容	1） 基本高水流量	根田茂川は簗川の2倍以上あって洪水にはならないと聞いているので莫大な県財政を必要のないダムに投入しないで下さい。	1	御意見番号53に対する県の考え方と同じ
163	7 その他	② 事業内容	1） 基本高水流量	基本高水流量が過大である(1/200では越水せず、1/300で基準点でわずかな水位上昇との口頭説明は、本当だろうか?)。北上川の計画と同様に、実際の過去の最大流量で流出量の計算の検証をすべき。	1	御意見番号30に対する県の考え方と同じ
164	7 その他	② 事業内容	2） ダムの安全性	久しぶりに四十四田ダムを訪れた時、ダムの様子が目に入ったけれど、だいぶ古くなったように見え古くなって危険なことはないのでしょうか、どんな管理をしていくのでしょうか、今どれほどの役割をしているのでしょうか。	1	四十四田は、国が管理しているダムです。安全に運用できるよう、日常の管理を行っていると聞いており、盛岡市街地の治水対策に寄与しており、平成19年の洪水時には、大きな役割を果たしております。
165	7 その他	② 事業内容	2） ダムの安全性	新しく作ろうとする現場の物々しいコンクリートの橋ゲタをみるにつけコンクリートによる自然破壊、人口が少なくなった時の管理が安全にできるのでしょうか、ダムを増やすよりダムに頼らない治水を考え直してほしい。	1	御意見番号15に対する県の考え方と同じ。
166	7 その他	② 事業内容	2） ダムの安全性	ダムというものは、100年、200年先はどうなるものか、どろの堆積、決壊など将来的に負を残さないか？	1	御意見番号15、23に対する県の考え方と同じ。
167	7 その他	② 事業内容	3） 超過洪水対策	超過洪水対策がない。	1	御意見番号57に対する県の考え方と同じ。
168	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	現在、岩手県でも一家に失業者がいる家庭が1／4位いるそうです。所得も年々下がっています。高い国保税を払えない、介護保険を支払っても利用料が払えないなどなど生活の苦しさはますます広がり、格差貧困の世の中。できるだけムダな公共事業はやめてくらしや福祉、教育に税金をまわしてください。	1	御意見番号19に対する県の考え方と同じ。
169	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	ダム建設に反対します。税金のムダ使いと思うからです。もっと福祉にまわして下さい。国保税を引き下げてください。	1	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
170	7 その他	① 事業中止	1） 事業中止	ふくれ上がる費用にも不満です。もっと福祉に向けてほしい。	1	
171	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	ダムの底はどうなっているのでしょう、自然を守りながら本当にダムが必要か、限りある財政の命につながる助成にふりむけ、子供のこれからの教育や若者の未来を保障できる資金としての方が必要であり、優先して欲しいと思います。	1	

簗川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
172	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	財政難の中、医療保険費は高く困っているし、介護保険も高い、医療・教育など老人、子供に優しい政治を行ってもらいたい。つまりもっと福祉にお金を使ってもらいたい。	1	御意見番号19に対する県の考え方と同じ。
173	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	保育の民営化や、学校給食など国の宝である子供の教育に費用をかけるような県政にして下さい。	1	
174	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	国、県、市、お金がないと言っているがダムにお金をかけるのではなく子供から大学生までの保育・教育に使ってほしい。	1	
175	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	ダム本体工事は、これからと聞くが、多額なムダな金を使用することなく、困ってる人たちのために使ってほしい。	1	
176	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	1） 福祉予算優先	自治体の財政がひっ迫しておりダムを作る費用を社会保障にまわして欲しいです。	1	
177	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	2） 県の財政状況	国の財政が悪化、ムダな公共事業である。ダム建設は中止するためには、簗川ダム本体の事業はこれからであり、道路整備をして、ダム本体の建設は中止すべきです。	1	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
178	7 その他	③ 事業に関する社会経済情勢	3） 検証方法	国の評価基準では、今後のコストを重視しているためにコンクリートダムの費用対効果での優位性を際立たせる結果を招いている。これでは、ダムにたよらない治水は看板倒れではないか。工事費の総額の対比も判断基準とすべきである。	1	国では「ダムにたよらない治水」への政策転換進めるため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、12回の会議と2度のパブリックコメントを実施し、その結果として出された「中間とりまとめ」を受けて、今回の検証の基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を定め、各都道府県知事に対し、ダムの検証を要請したものです。 　岩手県では、その「再評価実施要領細目」に基づき検証作業を行いました。
179	7 その他	④ 事業費	1） 事業費	ダム事業費は530億円、D案の河川改修は464億円、E案の河川改修・宅地嵩上げ・土地利用規制などは335億円(農地を除く)、結果的にダム事業は割高だったことになる。ダムが一番安いと言ってきた県の主張は間違っていたことになる。	1	第9回専門委員会資料№6　P8にお示ししたとおり、ダム事業費のうち治水対策に要する総費用は347.1億円となっており、河川整備計画で定める整備目標を達成する案の中では最も経済的と考えています。

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
180	7 その他	④ 事業費	1） 事業費	5年前の再評価では、河川改修は517億円、今回は464億円、何故違うのでしょうか?	1	最新の単価と最新の技術基準により再算定したものです。
181	7 その他	⑤ 自然環境	1） 環境コスト	ダムは建設コストの計算だけでなく、自然への負荷やそれを維持していくコストも含めて考えるべきと思います。	5	御意見番号1、103に対する県の考え方と同じ。
182	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	流域に多大な負担を与え貴重な自然環境をヘドロに覆われた水域にしてはならない。貴重な自然環境をうしなってその利益がほとんどないといわれている簗川ダム建設は中止すべきと思います。	2	
183	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	景観から又生植物体系からも、こわしてしまう事には、反対です。（治水などからも、調査上からも簗川をダムにしなくても良いと言われております）	1	
184	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	コストのこと以外に、自然環境にどのような影響を与えるのかも考えるべきだと思います。	1	
185	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	簗川や根田茂川流域は貴重な動植物が現状のままで残り保たれています。ダムを造ることにより、清流が失われかけがえのない環境が破壊されてしまいます。	1	
186	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	「簗川は、四季により流量が変化していて、その四季折々の自然環境は、ヤマセミをはじめとする様々な動植物を育んでいる。流量を一定にする目的ダム建設は、簗川流域から、四季を奪い、多くの動植物の生息環境を失うことになり、ダム建設により、貴重な自然環境を、ヘドロに覆われた腐敗微生物しか生息できない地域にしてはならない。	1	
187	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	簗川地域の自然環境を壊さないで下さい。簗川の岸辺を眺めて清流にどんなに心が癒されていることでしょう。簗川ダムができることによって、皆に親しまれてきた自然が壊されることをどうしても黙って見過ごすことが出来ません。川は四季により又、その日の天気により色々と変化します。だからヤマセミや様々の動植物を育んできていると思います。北上川の岸辺に住んでいますが、天気の良いときでも、ダム放流がなされ、野鳥たちがどこかに逃げていく様子を見かけます。すぐ窓下に護岸工事で小さな湾のような所が出来ました。夏はカモ・川魚・鯉等が、冬には白鳥・カワアイサカワアイサなどが来ます。年に何度かトクナガの靴を履きブラシで掃除するのですが、岩や川底がドロドロになっています。四十四田ダムには大量のヘドロが溜まっていると云う話も聞きます。簗川ダムが建設されたらヘドロに覆われることは火を見るより明らかでしょう。豊かな自然環境・清流を未来の子供たちに引き継ぎたいと思います。ダムに因らない簗川の治水を進めてください。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
188	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	簗川、根田茂川、流域の自然を壊すダム建設には反対です。貴重な動植物が生息している地域がダムに埋まるのは本当にもったいない事で、壊された自然はもどって来ません。	1	同上
189	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	簗川は手付かずの自然が残る県でも貴重な川でサクラマスをはじめきれいな水に生物が住む生態系の豊かなこの川をダムで壊さないで下さい。	1	
190	7 その他	⑤ 自然環境	2） 環境破壊	盛岡市の治水は充分な状態と聞いており、莫大なお金をかけ、自然環境を破壊するダム工事建設は反対です。（サクラマスや鮎など）準グランプリに輝いた清流を守りたいです。	1	
191	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	岩手の自然を守り、維持する、という観点で、治水対策すべきです。はじめに「ダムありき」の観点が見えすいています。人間として、何が大切なのかを忘れないで、県民の納得のいく結論を出していただきたいものです。	1	
192	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	簗川、根田茂の自然をこわさないで下さい。	1	
193	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	ダム建設することにより簗川の水質は悪くなると思います。さくらますがそ上する簗川、きれいな根田茂渓流の自然をこわさないでください。	1	
194	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	人の手が入らないままで自然を川を残すというのも素晴らしい策だと思うのですが・・・	1	
195	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	子孫に自然をそのまま残して下さい。唯一、ダムのない川として残された簗川と根田茂川を大事にして下さい。	1	
196	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	自然環境豊かなサクラマスが遡上する簗川を、現状態で次世代に引き渡していただきたい。	4	
197	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	森林整備をして、自然を大切にして、自然環境を維持して、子孫に美しい、山々、山里を残すことが、私たちの役目でもあります。	1	
198	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	清流やな川の自然環境を守っていく事は大切と考える。	1	
199	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	自然を大切にしてほしい	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
200	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	簗川は日本でも数少ない清流で「アユ」などの魚が住みまたサクラマスなども上ってくるなど魚が住みやすい環境にあるし、貴重な植物などもあり、自然環境に恵まれた場所でもある。	1	同上
201	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	盛岡を流れるただ一つ残されたダムのない川、根田茂川、簗川に“簗川ダム”が建設されようとしていますが･･･四季折々の自然環境は、様々な動植物を育み、私達一家も四季を通じて日、祭日にはお弁当を持って簗川にでかけ夫は釣を楽しみ、私と子供２人は、川でサンショウウオやカジカをすくったり山菜を摘んだりとずい分楽しみました。自然環境豊かな簗川をできるだけ今の状態で次世代に引き継いでください。	1	
202	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	ダム建設により清流が失なわれ、サクラマスも産卵できなくなり、アユ等もいなくなる、長い歴史を経て育まれてきた自然の流れを後世に残していくことこそ、今を生きる私達の努めである。	1	
203	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	それよりも、簗川、根田茂川流域の自然は盛岡市の貴重な自然であり、楽しめる地域にして欲しい。	1	
204	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	数年前、砂子沢の上流で源流の水を飲んだ事あり、その時の紅葉の美しさは青森の奥入瀬の渓流にも負けないくらい美しいと思いました。ダムに頼らない治水の方法を検討し自然環境を守ることをお願いします。	1	
205	7 その他	⑤ 自然環境	3） 自然を守るべき	これまで人間は自然を破壊し過ぎたのではないでしょうか。毎年何万種もの生き物が絶滅していると聞くと身近にあるこの美しい岩手の自然を壊したくありません。将来的に禍根を残さないために、レッドデータブックにランクされている動植物が生きている簗川をこのまま残すことが、むしろ人類や社会に貢献することになると思います。	1	
208	7 その他	⑤ 自然環境	4） 水質	常々自然・環境を良い状態で子・孫たちに残すことが大切と思っている。NHKの“さくらますがのぼる簗川”を見たが、遡上を拒むダムを作ることに心が痛む。世界の流れもダムに頼らない方にきているとか。ダムにより水質が落ちるというが、海につながる下流漁港などに影響がないのか？	1	御意見番号89に対する県の考え方と同じ。
209	7 その他	⑥ 住民意見	1） 住民意見	県も市も最初の時にもっと良く考え、地域住民(市民)の意見を尊重してほしかった。作り始めてから、山をくずしかけてからでなく。	1	地元盛岡市からは毎年、簗川ダム建設促進の要望をいただいています。

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

７１件 （７１名の方から３１２項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
210	7 その他	⑥ 住民意見	1） 住民意見	簗川地域の方々がぜひ作って欲しいという要望があるのであれば考えなければならないが、治水等も間に合っているとの事、むしろ自然破壊が進む恐れの方が大いに心配であり、地元の方々の要望に耳を傾けるべきだと思う。	1	同上
211	7 その他	⑥ 住民意見	1） 住民意見	賛成は地元の一部などに限られ、地元と県民は、簗川ダムに反対する人の方が圧倒的に多い。	1	
212	7 その他	⑥ 住民意見	2） 話し合いの場	公聴会を開き、広く県民の意見を聞く機会を設けてください。	4	御意見番号134に対する県の考え方と同じ。 平成23年1月中に、関係住民(氾濫想定区域住民)から、盛岡市、陸前高田市、住田町で意見を聴く会を開催する予定です。
213	7 その他	⑦ 住民説明	1） 住民説明	それから県民によくわかるように、あらゆる機会を活用して広く知らせて下さい。	1	第8回専門委員会資料№6　P4にお示ししたとおり、地元の理解を得るために現地見学会やダムだよりの発行等を実施していますが、今後ともあらゆる機会を活用して県民の皆様に御理解いただけるように努めてまいります。
214	7 その他	⑧ 整備目標等	1） 治水安全度	治水のためであれば、盛岡は必要ない、充分間に合っていると思います。	1	御意見番号1に対する県の考え方と同じ。
215	7 その他	⑨ 専門委員会	1） 専門委員会	大規模事業専門評価委員会に、ダムの専門家が入っていないのはおかしいし、岩手県の事業なので、東京や近隣の県から出張してくる委員ではなく、地元に候補者はいるのではないだろうか。委員の選出はどういう方法でされているのか疑問に思った。	2	専門委員の選任にあたっては、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議にあたっての中立性に配慮することを基本方針としています。 大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野のほか、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などを重視した人選を行っており、現在8名中5名が地元から選任されています。特に、今年度の大規模事業評価専門委員会においては、河川改修事業やダム建設事業の審議が予定されていたことから、治水・河川分野の専門性を高めるため同分野の専門家を増員しており、専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えているところです。
216	7 その他	⑨ 専門委員会	1） 専門委員会	治水の問題は専門性も高いので、専門家の意見をきちんと聞く機会を設けてほしい。	2	御意見番号62に対する県の考え方と同じ。 平成23年1月中に河川や環境の専門家を含む有識者から、意見をうかがうこととしています。
217	7 その他	⑨ 専門委員会	1） 専門委員会	治水は専門家の参考意見を事業評価専門委員会が聞いて、その上で専門性も加味して検討してください。	4	
218	7 その他	⑨ 専門委員会	1） 専門委員会	国は、住民の不安を解消するための予算措置を、県は、大規模事業評価委員会での意見陳述の機会を設けるように要求する。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件 （71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
219	7 その他	⑨ 専門委員会	1） 専門委員会	専門委員会委員は、県の主張を鵜呑みにすることなく、検証に使われた根拠資料の提出を求め、自らの責任で再点検されるを求めます。	1	御意見番号63に対する県の考え方と同じ。
220	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	築川の下流の堤防を破堤しにくい堤防に強化すること。	1	御意見番号70に対する県の考え方と同じ。
221	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	治水対策は堤防や護岸工事などを検討し、効果的な予算の使い方をしてほしい。	1	御意見番号1、15に対する県の考え方と同じ。
222	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	すでに完成が近い道路建設は、完成させるとしても、「できるだけダムにたよらない治水」を追求し考慮するならば、まだ本体工事にかかっていないダム建設は中止し、築川の場合は堤防を強化することを中心にして、解決するべきものと考えます。	1	
223	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	治水対策は下流部の堤防強化など築川の河川特質を生かした、流域全体の総合対策こそ必要です。	1	
224	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	治水については護岸工事をきちんとすることによって、自然の保護景観の保護につながると思う。	1	
225	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	このダムの目的は、当初飲料水の供給もあるとのことでもあったが、その目的はなくなり洪水対策のみとのことである、コンクリートのダムを建設することにより、自然破壊というデメリットは大きく洪水対策とはいえ、美しい自然を壊してまでもやる必要があるのか疑問である。治水については他の方法もあるのではないか。	1	御意見番号1、15、78に対する県の考え方と同じ。
226	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	怪物のようなでっかいコンクリートの固まりは築川には似合わず、建設に反対なのでダム建設事業を見直し、ダムに頼らない総合的な治水対策、堤防の強化と必要な河川改修事業に転換してください。	1	御意見番号1、15に対する県の考え方と同じ。
227	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	治水対策としては、必要な堤防を作り対応すべきであって、多額の税金を要する割にその利益が得られないダム建設は中止すべきである。	1	
228	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	飲食用の水、灌漑用水も充分あり治水の為と言うが、ダムを作って安心でなく、治水は常に注意し必要な手を加える事を抜きにしてはならないと思う。	1	
229	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	築川ダムは必要ないと思う。治水対策のためと言われますが、洪水対策（下流部の堤防整備）をしっかりするなら、必要ないと思います。	1	

築川ダム建設事業大規模公共事業再評価に係る県民意見募集の結果及び意見に対する県の考え方（意見募集期間：平成22年11月15日～12月17日）　※国基準

（注）県民から提出いただいた御意見については、要約させていただき記載しております。

71件（71名の方から312項目の御意見がありました）

番号	評価調書の項目による分類	分類1	分類2	提出された御意見等の概要	意見数	提出された御意見等に対する県の考え方等
230	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	簗川でとても美しい源氏ぼたるを見ました。清流の流れる自然豊かな土地をダムにして埋めてしまうのは本当に納得できません。ダムを作らない別の方法で治水を守ることができるのに、どうしてもダムの計画を推進しなければならないものなのでしょうか。私たちは自然を創造することなどとてもできないのですから、自然に敬意を払うべきだと思います。簗川ダムの建設は中止して下さい。	1	同上
231	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	1） 整備手法変更	ダムの計画を中止し、河川改修・宅地嵩上げで治水すべき。ダム建設は、治水最後の手段にすべき。人間と生物、自然への影響が大きすぎる。	1	
232	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	26の治水対策案の岩手県の結果は、妥当性を欠いている。森の保全や水田の保全に変更があれば、流出率に影響するので、抽出すべきである。	1	「水田等の保全」「森林の保全」については、第8回専門委員会資料№.7 P13～P16および第9回専門委員会資料№.6 P22にお示ししたとおり治水対策としての適用は難しいと判断しています。 なお現在の計画は森林と農地に関する現況の機能を適正に評価しています。
233	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	田畑などは遊水機能として活用できる。その際、減免するなど水害補償も導入すべきである。	1	「遊水機能を有する土地の保全」「水害保険等」については、第8回専門委員会資料№.7 P13～P16および第9回専門委員会資料№.6 P18、P23にお示ししたとおり治水対策としての適用は難しいと判断しています。
234	7 その他	⑩ 代替案立案の可能性	2） 代替案の精査	下流部は、北上川の背水の影響も考慮しさらに決壊しづらい堤防にすべきため、対策10は抽出すべきである。	1	平成14年7月の台風による出水で被災した区間の堤防は、現在では災害復旧事業により、「河川管理施設等構造令」に則った構造になっています。 また国土交通省が示した検証基準である「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、『堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難で、今後調査研究が必要である』と記載されています。
235	7 その他	⑪ ダム機能	1） ダムの安全性	現在あるダムがどのように使われているのか、本当に生かされているのか、検証する必要があると思います。	1	御意見番号98に対する県の考え方と同じ。
236	7 その他	⑫ その他		ダム事業の可否が政治的に利用されるようなことがあってはならず、また商業主義のマスコミの報道に流されるようなことがあってはならず、行政は事業の評価をする上で「国民の生命と財産を守る」「より良い未来を子供たちに残す」と言う確固たる信念の元に偏りのない評価を行っていただきたい。本再評価の通りの結果が出ているからには早くダム建設事業の再開をしていただきたい。	1	御意見番号26に対する県の考え方と同じ。
総　数					312	